

## 1. 勤務医の働き方改革について

### (1) 改正医療法の成立

令和3年5月28日に公布された、改正医療法では、勤務医が長時間労働となる医療機関における、医師労働時間短縮計画の作成、地域医療の確保等の観点からやむを得ず、高い時間外労働の上限を適用する医療機関を都道府県が指定する制度の創設、そのような医療機関での追加的健康確保措置の実施などが盛り込まれた。

### (2) 勤務医の時間外労働の上限について

- ① 月 100 時間、年 960 時間（休日労働含む）【A 水準：診療従事勤務医】
- ② 月 100 時間、年 1,860 時間（休日労働含む）【B、連携 B 水準：地域医療確保暫定特例水準】
  - ☞ 2 次・3 次救急医療機関、周産期・小児救急・精神科救急、5 疾病 5 事業で重要な役割 等
  - ※連携 B の場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年 960 時間以下。
- ③ 月 100 時間、年 1,860 時間（休日労働含む）【C-1、C-2 水準：集中的技能向上水準】
  - ☞ 初期・後期研修医の技能修得、医籍登録後の臨床従事 6 年目以降の高度医療修得を考慮

## 2. 事業概要

### (1) 補助対象事業及び交付要件等

資料 2 参照

### (2) 補助金活用イメージ図

100床の医療機関における補助金活用イメージ			
	補助内容	内訳	
資産形成経費	ICT等費用 ※補助率1/2	ICT機器単価×1/2=300万円	3,000
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用 ※補助率1/2	整備費用×1/2=100万円	1,000
その他経費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修受講料を補助	300
	改善支援アドバイス費用	勤務インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助	1,000
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等導入経費補助：看護補助者の新規採用に係る人件費を補助	3,000
	タスクシェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職人件費 週5日×2万×50週	5,000
	合計		13,300千円

### (3) 助成額の算定方法

- ・標準単価：稼働病床数（療養病床除く）1床あたり 133 千円
- ・補助率：1/2（資産形成費）、10/10（その他の経費）を予定
- ・標準単価と、実際に必要なそれぞれの経費に、補助率を乗じて得た額を比較して、少ない方の額を助成額とする。